

# 新潟県保険医会 FAXニュース

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

厚労省より8月31日付で前歯部のCAD/CAM冠の保険導入に関する留意事項等通知、10月実施の歯科用貴金属材料価格改定に関する通知がそれぞれ発出されましたので概要をお知らせいたします。

## 1、前歯CAD/CAM冠の保険導入について

- (1) 前歯用CAD/CAM冠用材料（カタナ アベンシア N）が、8月19日の中医協で承認され9月1日より保険適用に。
- (2) 材料の分類は、小臼歯用の（Ⅰ）、（Ⅱ）、大臼歯用の（Ⅲ）、前歯用の（Ⅳ）の4種類。
- (3) 実際の運用に係る疑義解釈通知は9月1日現在発出なく算定の方法等は他のCAD/CAMと変わりなし（臼歯部ではないので咬合の条件等はなし）。

### 《算定方法は以下の通り》

- ・前歯CAD/CAM冠：CAD/CAM冠 **1200点** + 材料料（CAD/CAM冠（Ⅳ） **576点** **合計1776点**
- ・形成料：非金属冠の歯CAD/CAM冠・HRBrの生PZの **796点**、または失PZの **636点**
- ・歯冠補綴時色調採得検査：**10点**
- ・TeC：**34点**
- ・使用材料の名称及びロット番号を記載した文書（シール等）を保存・管理が必要
- ・前歯用の材料ということで、切縁部色（エナメル色）と歯頸部色（デンティン色）と移行色（中間色）を含む複数の色調を積層した構造であることが必要

## 2、10月からの金属点数の随時改定Ⅰについて

- (1) 今年4月から歯科用金属価格の変動に対する対応として、4月と10月の半年ごとの見直しを随時改定Ⅰとし、その時点の告示価格から5%以上の変動があった場合、その中間の7月と1月に15%以上の変動があった場合に随時改定Ⅱとして、それぞれ改定することに。7月改定の点数より若干の引き下げとなる。
- (2) 今回の改定は随時改定Ⅰで5%以上の変動への対応。歯科用鑄造用金銀パラジウム合金が、4月から6月までの間の変動率がマイナス8%なので改定。
- (3) 具体的点数の変更は以下の通り。（ ）内の点数は7月改定時の点数。

### <金属歯冠修復>

- ・金ラインレー （大）単純：484点（510点）、複雑：829点（876点）  
（小）単純：390点（408点）、複雑：683点（717点）
- ・4分の3冠 （小・前）：862点（905点）
- ・5分の4冠 （大）：995点（1055点）、（小）：802点（845点）
- ・全部金属冠 （大）：1316点（1391点）、（小）：1071点（1125点）

### <レジン前装金属冠>

- ・金パラ前装冠 （小・前）：1943点（2009点）

### <ポンティック>

- ・金パラ鑄造ポンティック （大）：1427点（1513点）、（小）：1182点（1246点）

- ・金パラレジン前装ポンティック (大) : 1487点 (1573点)、(小) : 1382点 (1446点)  
(前) : 1777点 (1828点)

#### < 鑄造鉤 >

- ・金パラ双子鉤 (大・小) : 1045点 (1113点)、(犬・小) : 872点 (926点)
- ・金パラ二腕鉤 (大) : 776点 (823点)、(犬・小) : 705点 (746点)  
(前歯 (切歯)) : 671点 (709点)
- ・コンビネーション鉤 (大) : 504点 (528点)、(犬・小) : 469点 (489点)  
(前歯) : 452点 (471点)

(この項目だけ4月改定よりも引き下げ)

#### < 鑄造バー >

- ・金パラ鑄造バー : 1727点 (1837点)
- ・他の金属価格は変わりなし

### 3、疑義解釈通知 (その20) 6月30日付発出 について

#### (1) 医科診療報酬点数表関係『摂食機能療法 (摂食嚥下支援加算)』・・・**歯科も関係**

**【問1】** H004 (歯科点数表では H001) 摂食機能療法の注の3 月1回以上内視鏡下嚥下機能検査を実施することとなっている、摂食嚥下支援加算について

⇒別の保険医療機関で検査を実施した場合でも当該医療機関での算定可。

検査結果を診療録に記載又は添付し、別の医療機関の名称、検査実施日を摘要欄に記載 (摂食機能療法の医科と共通する項目は、医科点数表の例により算定することになっているため、この疑義解釈通知は歯科にも当てはまる)

#### (2) 医科・歯科・調剤報酬点数表関係

**【問1】** 保険薬局における7月1日からのプラスチック製買い物袋 (通称レジ袋) の自主的取り組みとしての有料化について

⇒薬剤又は治療材料等の支給に係るレジ袋の費用の徴収は、療養の給付と直接関係のないサービス等の費用に該当するため療担規則には抵触しないので可。

(ただし、事前の患者への料金などの説明、同意の確認など「療養の給付と直接関係のないサービス等の取り扱いについて」を遵守)

**【問2】** 保険医療機関における薬剤又は治療材料の支給を行う場合のレジ袋の費用の自主的徴収について

⇒保険医療機関においても保険薬局と同様の取り扱い。

(ただし、保険医療機関内に設置された別法人による小売業者においては、レジ袋の有料化は必須)

**【問3】** 保険薬局における患者等への衛生材料又は保険医療材料の持参料及び郵送代の徴収について

⇒薬剤と同様、療養の給付と直接関係のないサービス等として取り扱って可。

保険医療機関においては、レジ袋の有料化は必須ではない。しかし、自主的徴収は療担規則に抵触しない。